

議 案 書

議案番号	件名	頁
議案第1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について	11
議案第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について	15
議案第3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について	17
議案第4号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第5号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について	25
議案第6号	平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について	27
議案第7号	平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	41
議案第8号	平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	55
議案第9号	平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	79

平成27年3月24日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

議案第 1 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 24 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

(提案理由)

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の改正に基づき、同法で新たに規定された行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続の追加等をする必要があるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第30条―第36条）

第5章 届出（第37条）

第6章 雑則（第38条）」

を

「第4章 行政指導（第30条―第37条）

第5章 処分等の求め（第38条）

第6章 届出（第39条）

第7章 雑則（第40条）」

に改める。

第2条第1項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「第32条」を「第32条及び第33条」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改める。

第4条、第13条第1項、同項第1号及び同条第2項第4号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第38条を第40条とする。

第6章を第7章とする。

第37条を第39条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第38条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第36条を第37条とし、第35条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第36条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りではない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 2 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 24 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の改正に基づき、独立行政法人の分類が改められるため、この条例案を提出する。

議案第 3 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部
を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 24 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律（平成 25 年法律第 27 号）の制定に基づき、特定個人情報の取扱
いを定めるとともに、特定個人情報保護評価の第三者点検を情報公開・
個人情報保護審査会にて実施するため、また、独立行政法人通則法（平
成 11 年法律第 103 号）の改正に基づき、独立行政法人の分類が改め
られるため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部
を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第8項とし、第6項を第9項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

第10条第1項中「保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、保有特定個人情報を目的外のために利用してはならない。

2 第1項の規定にかかわらず、実施機関は人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外のために利用することができる。ただし、保有特定個人情報を目的外のために利用することにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合はこの限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する

場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第11条中「前条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第18条第2項第8号中「第2条第5項第2号」を「第2条第8項第2号」に改める。

第21条第1項第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第28条中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第31条中「本人開示請求に係る保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第38条中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第40条中「当該保有個人情報の提供先」の次に「(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第41条第1項中「自己を本人とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)」を加え、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第7条第2項の規定に違反して保有されているとき。

ウ 第10条第1項及び第2項並びに第10条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをい

う。)に記録されているとき。

(2) 第10条第1項及び第2項並びに第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第48条中「第6条から第10条まで」を「第6条から第10条の3まで」に改める。

第55条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に定める事項については、審査会の意見を聴くものとする。

第62条中「第2条第5項第1号」を「第2条第8項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第1項の改正規定、第10条の3を加える改正規定、第41条第1項第1号の改正規定（エ及びオに係る部分に限る。）、同項第2号の改正規定（第10条の3に係る部分に限る。）及び第48条の改正規定（第10条の2に係る部分を除く。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日

(2) 第10条の2を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分を除く。）、第41条第1項第1号の改正規定（ウに係る部分（第10条の2に係る部分に限る。）に限る。）及び第48条の改正規定（第10条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。） 番号法附則第1条第4号の規定に規定する施行の日

(3) 第2条第4項の次に3項を加える改正規定（第6項に係る部分に限る。）、第10条の2を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第28条の改正規定、第38条の改正規定、第40条の改正規定、第41条第1項の改正規定及び第48条の改正規定（第10条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分に限る。）に限る。）に限る。

る。) 番号法附則第 1 条第 5 号の規定に規定する施行の日

議案第 4 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 24 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）の改正に伴い、低所得者にかかる保険料軽減措置を拡大するため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成27年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時
特例基金条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 24 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時
特例基金条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例（平成 20 年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部
を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

低所得者の保険料軽減及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の
保険料軽減等が継続して実施されることに伴い、神奈川県後期高齢者
医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の有効期限を延長す
るため、この条例案を提出する。

平成26年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第1号）

議案第 6 号

平成 26 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について

平成 26 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126,228 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,442,362 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 3 月 24 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		339,110	△79,292	259,818
	1. 基金繰入金	339,110	△79,292	259,818
5. 繰越金		1	205,520	205,521
	1. 繰越金	1	205,520	205,521
歳入合計		2,316,134	126,228	2,442,362

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,304,681	126,228	2,430,909
	1. 総務管理費	2,304,282	126,228	2,430,510
歳 出	合 計	2,316,134	126,228	2,442,362

平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	339,110	△79,292	259,818
5. 繰越金	1	205,520	205,521
歳入合計	2,316,134	126,228	2,442,362

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,304,681	126,228	2,430,909				126,228
歳 出 合 計	2,316,134	126,228	2,442,362				126,228

2 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 財政調整基金繰入金	329,292	△79,292	250,000
計	339,110	△79,292	259,818

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	205,520	205,521
計	1	205,520	205,521

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	△79,292	○財政調整基金繰入金 △79,292

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	205,520	○前年度繰越金 205,520

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,303,930	△73,185	2,230,745				△73,185
2. 財政調整基金費	352	199,413	199,765				199,413
計	2,304,282	126,228	2,430,510				126,228

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
12. 役務費	△20,616	○高齢者医療管理費	6,107
13. 委託料	△58,676	23. 償還金、利子及び割引料	6,107
23. 償還金、利子及び割引料	6,107	償還金	6,107
		○資格管理事業費	△24,742
		12. 役務費	△19,926
		通信運搬費	△19,926
		13. 委託料	△4,816
		資格関係委託料	△4,816
		○医療費適正化事業費	△35,225
		13. 委託料	△35,225
		医療費適正化事業委託料	△35,225
		○電算システム関係費	△14,332
		13. 委託料	△14,332
		システム関係委託料	△14,332
		○広報広聴活動関係費	△4,993
		12. 役務費	△690
		通信運搬費	△690
		13. 委託料	△4,303
		広報広聴関係委託料	△4,303
25. 積立金	199,413	○財政調整基金費	199,413
		25. 積立金	199,413
		財政調整基金積立金	199,413

平成26年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第7号

平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第2号）について

平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,001,408千円を追加し、歳入歳出それぞれ773,076,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月24日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を提出する。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 繰越金		2,245,941	18,001,408	20,247,349
	1. 繰越金	2,245,941	18,001,408	20,247,349
歳 入 合 計		755,075,286	18,001,408	773,076,694

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		6,858,962	6,487,772	13,346,734
	1. 基金積立金	6,858,962	6,487,772	13,346,734
6. 諸支出金		1,715,421	11,513,636	13,229,057
	1. 償還金及び還付加算金	1,715,421	11,513,636	13,229,057
歳 出	合 計	755,075,286	18,001,408	773,076,694

平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
8. 繰越金	2,245,941	18,001,408	20,247,349
歳入合計	755,075,286	18,001,408	773,076,694

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4. 基金積立金	6,858,962	6,487,772	13,346,734			6,487,772	
6. 諸支出金	1,715,421	11,513,636	13,229,057			11,513,636	
歳 出 合 計	755,075,286	18,001,408	773,076,694			18,001,408	

2 歳 入

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	2,245,941	18,001,408	20,247,349
計	2,245,941	18,001,408	20,247,349

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1. 繰越金	18,001,408	○前年度繰越金 18,001,408

3 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	2,551,056	6,487,772	9,038,828			6,487,772	
計	6,858,962	6,487,772	13,346,734			6,487,772	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	1,715,421	11,513,636	13,229,057			11,513,636	
計	1,715,421	11,513,636	13,229,057			11,513,636	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	6,487,772	○療養給付費等支払準備基金積立金 6,487,772

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子及び割引料	11,513,636	○償還金 11,513,636

平成27年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算書

議案第 8 号

平成 27 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成 27 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,167,347 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 27 年 3 月 24 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		1,892,520
	1. 負担金	1,892,520
2. 国庫支出金		255,366
	1. 国庫補助金	255,366
3. 財産収入		330
	1. 財産運用収入	330
4. 繰入金		19,029
	1. 基金繰入金	19,029
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		101
	1. 預金利子	100
	2. 雑入	1
歳入	合計	2,167,347

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,455
	1. 議会費	1,455
2. 総務費		2,155,891
	1. 総務管理費	2,155,499
	2. 選挙費	44
	3. 監査委員費	348
3. 民生費		1
	1. 社会福祉費	1
4. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	2,167,347

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	1,892,520	1,749,203	143,317
2. 国庫支出金	255,366	227,368	27,998
3. 財産収入	330	351	△21
4. 繰入金	19,029	339,110	△320,081
5. 繰越金	1	1	0
6. 諸収入	101	101	0
歳入合計	2,167,347	2,316,134	△148,787

歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,455	1,452	3				1,455
2. 総務費	2,155,891	2,304,681	△148,790	255,366		6,742	1,893,783
3. 民生費	1	1	0				1
4. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	2,167,347	2,316,134	△148,787	255,366		6,742	1,905,239

2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	1, 892, 520	1, 749, 203	143, 317
計	1, 892, 520	1, 749, 203	143, 317

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	255, 366	227, 368	27, 998
計	255, 366	227, 368	27, 998

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	330	351	△21
計	330	351	△21

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費負担金	1,892,520	○事務費負担金 1,892,520 横浜市負担金 738,648 川崎市負担金 260,085 相模原市負担金 136,865 横須賀市負担金 98,231 平塚市負担金 55,703 鎌倉市負担金 46,882 藤沢市負担金 86,332 小田原市負担金 46,020 茅ヶ崎市負担金 51,960 逗子市負担金 17,926 三浦市負担金 14,856 秦野市負担金 35,199 厚木市負担金 43,385 大和市負担金 45,960 伊勢原市負担金 22,155 海老名市負担金 26,588 座間市負担金 27,108 南足柄市負担金 12,526 綾瀬市負担金 18,662 葉山町負担金 10,859 寒川町負担金 11,926 大磯町負担金 10,686 二宮町負担金 9,987 中井町負担金 4,942 大井町負担金 6,303 松田町負担金 5,686 山北町負担金 5,912 開成町負担金 6,089 箱根町負担金 5,940 真鶴町負担金 5,036 湯河原町負担金 9,713 愛川町負担金 10,812 清川村負担金 3,538

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	237,203	○特別調整交付金 237,203
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	18,163	○後期高齢者医療制度事業費補助金 18,163

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	330	○財政調整基金運用利子 330

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 臨時特例基金繰入金	6,412	9,818	△3,406
2. 財政調整基金繰入金	12,617	329,292	△316,675
計	19,029	339,110	△320,081

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	100	100	0
計	100	100	0

(款) 6. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 臨時特例基金繰入金	6,412	○臨時特例基金繰入金 6,412
1. 財政調整基金繰入金	12,617	○財政調整基金繰入金 12,617

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	1	○前年度繰越金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	100	○預金利子 100

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	1,455	1,452	3				1,455
計	1,455	1,452	3				1,455

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	2,155,168	2,303,930	△148,762	255,366		6,412	1,893,390

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	624	○議会運営費	1,455
9. 旅費	265	1. 報酬	624
10. 交際費	14	広域連合議員報酬	624
12. 役務費	35	9. 旅費	265
14. 使用料及び賃借料	517	普通旅費	214
		費用弁償	51
		10. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		12. 役務費	35
		通信運搬費	35
		14. 使用料及び賃借料	517
		広域連合議会会場使用料	506
		自動車借上料	11

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	400	○広域連合運営管理費	81,733
8. 報償費	1	1. 報酬	400
9. 旅費	943	委員報酬	400
10. 交際費	30	9. 旅費	943
11. 需用費	18,202	普通旅費	550
12. 役務費	266,624	費用弁償	393
13. 委託料	1,251,338	10. 交際費	30
14. 使用料及び賃借料	55,882	広域連合長交際費	30
		11. 需用費	8,754
19. 負担金、補助及び交付金	561,747	消耗品費	2,459
		食糧費	3
		光熱水費	6,192
23. 償還金、利子及び割引料	1	修繕料	100
		12. 役務費	4,721
		通信運搬費	4,721
		13. 委託料	10,684
		事業実施委託料	8,126
		・システム関係委託料	(8,126)
		その他委託料	2,558
		・清掃委託料	(457)
		・公平委員会委託料	(15)
		・行政文書保管委託料	(2,086)
		14. 使用料及び賃借料	55,812
運営協議会会場使用料	159		
OA機器使用料及び賃借料	17,286		
事務所借上料	38,277		
自動車借上料	11		
放送受信料	15		
AED賃借料	64		
19. 負担金、補助及び交付金	389		
		研修会等負担金	389

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

節		説明	
区分	金額		
		○広域連合事業費負担金	335,882
		19. 負担金、補助及び交付金	335,882
		市派遣職員人件費負担金	335,882
		○会計関係費	111
		11. 需用費	66
		消耗品費	66
		14. 使用料及び賃借料	45
		○A機器使用料及び賃借料	26
		その他の使用料及び賃借料	19
		○高齢者医療管理費	232,751
		9. 報償費	1
		報償費	1
		13. 委託料	7,273
		その他の委託料	7,273
		・定期搬送便業務委託料	(5,673)
		・健康増進啓発物作成業務委託料	(1,600)
		19. 負担金、補助及び交付金	225,476
		市町村補助金	225,476
		・長寿・健康増進事業	(220,176)
		・広報の実施等	(5,300)
		23. 償還金、利子及び割引料	1
		償還金	1
		○保険料関係事業費	2,858
		11. 需用費	1,858
		消耗品費	3
		印刷製本費	1,855
		12. 役務費	1,000
		被扶養者情報提供手数料	1,000
		○資格管理事業費	89,323
		11. 需用費	3,101
		消耗品費	80
		印刷製本費	3,021
		12. 役務費	65,969
		通信運搬費	65,969
		13. 委託料	20,253
		資格関係委託料	20,253
		・被保険者証等作成封入封緘業務委託料	(17,065)
		・帳票整理等業務委託料	(3,188)
		○給付関係事業費	269,411
		11. 需用費	297
		消耗品費	18
		印刷製本費	279
		12. 役務費	69,546
		通信運搬費	69,545
		手数料	1
		13. 委託料	199,568

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

節		説明	
区分	金額		
		給付関係委託料	199,568
		・バッチ帳票作成等業務委託料	(46,930)
		・療養費等支給業務委託料	(49,080)
		・療養費等の審査支払事務委託料	(60,649)
		・給付申請書入力等業務委託料	(42,909)
		○医療費適正化事業費	512,613
		11. 需用費	478
		消耗品費	98
		印刷製本費	380
		12. 役務費	125,253
		通信運搬費	124,916
		手数料	337
		13. 委託料	386,882
		医療費適正化事業委託料	386,882
		・レセプト管理システム運用業務委託料	(172,800)
		・資格過誤点検等業務委託料	(57,081)
		・診療報酬明細書点検業務委託料	(11,290)
		・医療費通知作成等業務委託料	(101,234)
		・重複・頻回受診者訪問指導業務委託料	(3,197)
		・不当利得求償業務委託料	(21,060)
		・第三者行為損害賠償請求事務委託料	(18,827)
		・海外療養費不正請求対策事務委託料	(270)
		・後発医薬品利用差額通知作成等業務委託料	(1,123)
		○電算システム関係費	605,172
		11. 需用費	357
		消耗品費	357
		13. 委託料	604,815
		システム関係委託料	604,815
		・電算処理システム運用及び関連業務委託料	(557,518)
		・電算処理システム改修業務委託料	(2,293)
		・電算処理システム通信回線運用及び稼働維持業務委託料	(32,387)
		・番号制度対応業務委託料	(12,617)
		○広報広聴活動関係費	25,314
		11. 需用費	3,291
		消耗品費	24
		食糧費	5
		印刷製本費	3,262
		12. 役務費	135
		通信運搬費	135
		13. 委託料	21,863
		広報広聴関係委託料	21,863
		・電話受付等業務委託料	(21,863)
		14. 使用料及び賃借料	25
		モニター懇談会会場使用料	18
		自動車借上料	7

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	331	352	△21			330	1
計	2,155,499	2,304,282	△148,783	255,366		6,742	1,893,391

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	44	61	△17				44
計	44	61	△17				44

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	348	338	10				348
計	348	338	10				348

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉費	1	1	0				1
計	1	1	0				1

(款) 4. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
25. 積立金	331	○財政調整基金費	331
		25. 積立金	331
		財政調整基金積立金	331

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	44
9. 旅費	18	1. 報酬	25
11. 需用費	1	選挙管理委員報酬	25
		9. 旅費	18
		普通旅費	12
		費用弁償	6
		11. 需用費	1
		食糧費	1

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	348
9. 旅費	50	1. 報酬	292
11. 需用費	6	監査委員報酬	292
		9. 旅費	50
		普通旅費	14
		費用弁償	36
		11. 需用費	6
		消耗品費	2
		食糧費	4

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
28. 繰出金	1	○特別会計繰出金	1
		28. 繰出金	1
		特別会計繰出金	1

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		

歳入歳出予算構成比

(単位：千円、%)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	1,892,520	87.3	1. 議会費	1,455	0.1
2. 国庫支出金	255,366	11.8	2. 総務費	2,155,891	99.5
3. 財産収入	330	0.0	3. 民生費	1	0.0
4. 繰入金	19,029	0.9	4. 予備費	10,000	0.4
5. 繰越金	1	0.0			
6. 諸収入	101	0.0			
歳入合計	2,167,347	100.0	歳出合計	2,167,347	100.0

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	長等	3	0	0	0	0	0	
	議員	20	624	0	0	624	624	
	その他の 特別職	11	717	0	0	717	717	
	計	34	1,341	0	0	1,341	1,341	
前 年 度	長等	3	0	0	0	0	0	
	議員	20	624	0	0	624	624	
	その他の 特別職	11	717	0	0	717	717	
	計	34	1,341	0	0	1,341	1,341	
比 較	長等	0	0	0	0	0	0	
	議員	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	

平成27年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算書

議案第9号

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計予算について

平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ779,508,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、64,100,000千円と定める。

平成27年3月24日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 林 文 子

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成27年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1. 市町村支出金		156,713,393
	1. 市町村負担金	156,713,393
2. 国庫支出金		220,145,988
	1. 国庫負担金	178,616,332
	2. 国庫補助金	41,529,656
3. 県支出金		61,852,729
	1. 県負担金	61,852,728
	2. 県財政安定化基金支出金	1
4. 支払基金交付金		336,488,316
	1. 支払基金交付金	336,488,316
5. 特別高額医療費共同事業交付金		265,276
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	265,276
6. 財産収入		1,199
	1. 財産運用収入	1,199
7. 繰入金		3,357,583
	1. 基金繰入金	3,357,582
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		684,214
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預金利子	13,000
	3. 雑入	671,212
歳 入	合 計	779,508,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		774,402,451
	1. 保険給付費	774,402,451
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		278,982
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	278,982
3. 保健事業費		2,443,118
	1. 健康保持増進事業費	2,443,118
4. 基金積立金		1,200
	1. 基金積立金	1,200
5. 公債費		13,000
	1. 利子	13,000
6. 諸支出金		2,369,949
	1. 償還金及び還付加算金	2,369,949
歳 出	合 計	779,508,700

平成 2 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	156,713,393	150,560,831	6,152,562
2. 国庫支出金	220,145,988	211,493,129	8,652,859
3. 県支出金	61,852,729	60,465,885	1,386,844
4. 支払基金交付金	336,488,316	323,550,603	12,937,713
5. 特別高額医療費共同事業交付金	265,276	230,621	34,655
6. 財産収入	1,199	687	512
7. 繰入金	3,357,583	5,368,257	△2,010,674
8. 繰越金	1	2,245,941	△2,245,940
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	684,214	483,014	201,200
歳入合計	779,508,700	754,398,969	25,109,731

歳 出

(単位 千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 保険給付費	774,402,451	744,074,157	30,328,294	281,407,190		492,995,261	
2. 特別高額医療 費共同事業拠 出金	278,982	230,621	48,361	52,479		226,503	
3. 保健事業費	2,443,118	2,186,125	256,993	446,013		1,997,105	
4. 基金積立金	1,200	6,182,645	△6,181,445			1,200	
5. 公債費	13,000	10,000	3,000			13,000	
6. 諸支出金	2,369,949	1,715,421	654,528	93,035		2,276,914	
歳 出 合 計	779,508,700	754,398,969	25,109,731	281,998,717		497,509,983	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	98,216,459	94,007,051	4,209,408

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 保険料納付金	85,936,600	○保険料納付金	85,936,600
		横浜市納付金	36,517,819
		川崎市納付金	11,403,375
		相模原市納付金	5,812,436
		横須賀市納付金	4,539,276
		平塚市納付金	2,320,355
		鎌倉市納付金	2,981,561
		藤沢市納付金	4,251,911
		小田原市納付金	1,954,739
		茅ヶ崎市納付金	2,411,237
		逗子市納付金	936,249
		三浦市納付金	515,958
		秦野市納付金	1,385,354
		厚木市納付金	1,677,555
		大和市納付金	1,985,320
		伊勢原市納付金	859,675
		海老名市納付金	1,057,249
		座間市納付金	1,022,507
		南足柄市納付金	465,785
		綾瀬市納付金	706,891
		葉山町納付金	488,076
		寒川町納付金	382,470
		大磯町納付金	395,885
		二宮町納付金	386,770
		中井町納付金	83,102
		大井町納付金	142,085
		松田町納付金	132,629
		山北町納付金	138,292
		開成町納付金	149,080
		箱根町納付金	135,476
		真鶴町納付金	79,872
		湯河原町納付金	282,111
愛川町納付金	298,567		
清川村納付金	26,933		
保険料延滞金	10,000		
2. 滞納繰越金	297,362	○滞納繰越金	297,362
		横浜市納付金	131,630
		川崎市納付金	42,117
		相模原市納付金	13,113
		横須賀市納付金	13,802
		平塚市納付金	6,864
		鎌倉市納付金	8,339
		藤沢市納付金	22,410
		小田原市納付金	5,534
		茅ヶ崎市納付金	8,691
		逗子市納付金	2,384
		三浦市納付金	4,323
		秦野市納付金	5,614
		厚木市納付金	6,601
大和市納付金	4,687		
伊勢原市納付金	2,164		

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		海老名市納付金	2,491
		座間市納付金	3,597
		南足柄市納付金	884
		綾瀬市納付金	1,207
		葉山町納付金	1,604
		寒川町納付金	874
		大磯町納付金	1,357
		二宮町納付金	953
		中井町納付金	7
		大井町納付金	343
		松田町納付金	287
		山北町納付金	374
		開成町納付金	292
		箱根町納付金	2,007
		真鶴町納付金	506
		湯河原町納付金	1,561
		愛川町納付金	606
		清川村納付金	139
3. 保険基盤安定制度拠出金	11,982,497	○保険基盤安定制度拠出金	11,982,497
		横浜市拠出金	4,861,231
		川崎市拠出金	1,577,291
		相模原市拠出金	871,954
		横須賀市拠出金	697,802
		平塚市拠出金	386,542
		鎌倉市拠出金	312,112
		藤沢市拠出金	528,205
		小田原市拠出金	332,848
		茅ヶ崎市拠出金	324,716
		逗子市拠出金	108,239
		三浦市拠出金	114,498
		秦野市拠出金	228,911
		厚木市拠出金	238,108
		大和市拠出金	275,536
		伊勢原市拠出金	128,294
		海老名市拠出金	133,404
		座間市拠出金	164,146
		南足柄市拠出金	68,469
		綾瀬市拠出金	101,767
		葉山町拠出金	55,695
		寒川町拠出金	59,740
		大磯町拠出金	60,932
		二宮町拠出金	55,269
		中井町拠出金	15,372
		大井町拠出金	23,718
		松田町拠出金	22,100
		山北町拠出金	23,930
		開成町拠出金	19,502
		箱根町拠出金	30,019
		真鶴町拠出金	22,568
		湯河原町拠出金	75,367
		愛川町拠出金	58,591
		清川村拠出金	5,621

目	本 年 度	前 年 度	比 較
2. 療養給付費負担金	58,496,934	56,553,780	1,943,154

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	58,428,318	○現年度分の療養給付費負担金	58,428,318
		横浜市負担金	24,128,105
		川崎市負担金	8,004,612
		相模原市負担金	4,154,972
		横須賀市負担金	3,499,277
		平塚市負担金	1,847,720
		鎌倉市負担金	1,541,999
		藤沢市負担金	2,611,474
		小田原市負担金	1,567,721
		茅ヶ崎市負担金	1,559,410
		逗子市負担金	527,210
		三浦市負担金	462,504
		秦野市負担金	1,036,077
		厚木市負担金	1,070,866
		大和市負担金	1,262,543
		伊勢原市負担金	614,473
		海老名市負担金	646,504
		座間市負担金	734,724
		南足柄市負担金	340,761
		綾瀬市負担金	469,501
		葉山町負担金	267,037
		寒川町負担金	275,465
		大磯町負担金	275,963
		二宮町負担金	285,038
		中井町負担金	64,674
		大井町負担金	103,529
		松田町負担金	101,239
		山北町負担金	113,620
		開成町負担金	107,591
		箱根町負担金	122,004
		真鶴町負担金	92,030
		湯河原町負担金	273,760
		愛川町負担金	243,516
		清川村負担金	22,399
2. 過年度分	68,616	○過年度分の療養給付費負担金	68,616
		横浜市負担金	1
		川崎市負担金	1
		相模原市負担金	1
		横須賀市負担金	1
		平塚市負担金	18,118
		鎌倉市負担金	32,909
		藤沢市負担金	1
		小田原市負担金	1
		茅ヶ崎市負担金	1
		逗子市負担金	1
		三浦市負担金	7,977
		秦野市負担金	1
		厚木市負担金	1
		大和市負担金	1
		伊勢原市負担金	1
		海老名市負担金	1
		座間市負担金	1

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(療養給付費負担金)			
計	156,713,393	150,560,831	6,152,562

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	175,284,952	168,312,435	6,972,517
2. 高額医療費負担金	3,331,380	3,247,481	83,899
計	178,616,332	171,559,916	7,056,416

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	37,298,666	35,784,990	1,513,676
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	498,492	516,660	△18,168
3. 円滑運営臨時特例交付金	3,732,497	3,631,562	100,935
4. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	41,529,656	39,933,213	1,596,443

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	58,521,348	57,216,332	1,305,016
2. 高額医療費負担金	3,331,380	3,249,552	81,828
計	61,852,728	60,465,884	1,386,844

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		南足柄市負担金 1
		綾瀬市負担金 1
		葉山町負担金 1
		寒川町負担金 1
		大磯町負担金 1,933
		二宮町負担金 7,400
		中井町負担金 1
		大井町負担金 1
		松田町負担金 1
		山北町負担金 1
		開成町負担金 1
		箱根町負担金 1
		真鶴町負担金 1
		湯河原町負担金 1
		愛川町負担金 1
		清川村負担金 252

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	175,284,951	○現年度分の療養給付費負担金 175,284,951
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	3,331,379	○現年度分の高額医療費負担金 3,331,379
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	37,298,666	○普通調整交付金 37,298,665 ○特別調整交付金 1
1. 健康診査事業補助金	446,013	○健康診査事業補助金 446,013
2. 特別高額医療費共同 事業補助金	52,479	○特別高額医療費共同事業補助金 52,479
1. 円滑運営臨時特例交 付金	3,732,497	○円滑運営臨時特例交付金 3,732,497
1. 災害臨時特例補助金	1	○災害臨時特例補助金 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	58,428,317	○現年度分の療養給付費負担金 58,428,317
2. 過年度分	93,031	○過年度分の療養給付費負担金 93,031
1. 現年度分	3,331,379	○現年度分の高額医療費負担金 3,331,379
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(款) 3. 県支出金

(項) 2. 県財政安定化基金支出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政安定化基金交付金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	336,488,316	323,550,603	12,937,713
計	336,488,316	323,550,603	12,937,713

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	265,276	230,621	34,655
計	265,276	230,621	34,655

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	1,199	687	512
計	1,199	687	512

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 基金繰入金	3,357,582	5,368,256	△2,010,674
計	3,357,582	5,368,256	△2,010,674

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	2,245,941	△2,245,940
計	1	2,245,941	△2,245,940

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 財政安定化基金交付金		1	○財政安定化基金による交付金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 現年度分		336,488,315	○現年度分の後期高齢者交付金	336,488,315
2. 過年度分		1	○過年度分の後期高齢者交付金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 特別高額医療費共同事業交付金		265,276	○特別高額医療費共同事業交付金	265,276

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 臨時特例基金利子及び配当金		100	○臨時特例基金運用利子	100
2. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金		1,099	○療養給付費等支払準備基金運用利子	1,099

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 臨時特例基金繰入金		519,167	○臨時特例基金繰入金	519,167
2. 療養給付費等支払準備基金繰入金		2,838,415	○療養給付費等支払準備基金繰入金	2,838,415

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 一般会計繰入金		1	○一般会計繰入金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 繰越金		1	○前年度繰越金	1

(款) 9. 県財政安定化基金借入金

(項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款)10. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 延滞金、加算金及び過料	2	10,001	△9,999
計	2	10,001	△9,999

(款)10. 諸収入

(項) 2. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	13,000	10,000	3,000
計	13,000	10,000	3,000

(款)10. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 第三者納付金	487,000	314,000	173,000
2. 返納金	184,211	149,012	35,199
3. 雑入	1	1	0
計	671,212	463,013	208,199

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 県財政安定化基金借入金		1	○県財政安定化基金借入金	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 延滞金		1	○延滞金	1
2. 過料		1	○過料	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 預金利子		13,000	○預金利子	13,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 第三者納付金		487,000	○第三者納付金	487,000
1. 返納金		184,211	○医療機関等返納金	48,337
			○負担割合相違返納金	134,327
			○その他返納金	1,547
1. 雑入		1	○雑入	1

3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	769,640,662	739,502,835	30,137,827	281,407,190		488,233,472	
2. 審査支払手数料	2,090,439	2,012,622	77,817			2,090,439	
3. 葬祭費	2,671,350	2,558,700	112,650			2,671,350	
計	774,402,451	744,074,157	30,328,294	281,407,190		492,995,261	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特別高額医療費共同事業拠出金	278,982	230,621	48,361	52,479		226,503	
計	278,982	230,621	48,361	52,479		226,503	

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 健康診査事業費	2,443,118	2,186,125	256,993	446,013		1,997,105	
計	2,443,118	2,186,125	256,993	446,013		1,997,105	

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	1,100	2,551,056	△2,549,956			1,100	
2. 臨時特例基金積立金	100	3,631,589	△3,631,489			100	
計	1,200	6,182,645	△6,181,445			1,200	

(款) 5. 公債費

(項) 1. 利子

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 利子	13,000	10,000	3,000			13,000	
計	13,000	10,000	3,000			13,000	

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助及び交付金	769,640,662	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等	769,640,662 722,615,618 14,084,424 32,940,620
12. 役務費	2,090,439	○審査支払手数料	2,090,439
19. 負担金、補助及び交付金	2,671,350	○葬祭費	2,671,350

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助及び交付金	278,982	○特別高額医療費共同事業拠出金	278,982

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
11. 需用費	5,243	○健康診査事業補助金	2,365,967
12. 役務費	7,828	○歯科健康診査事業費	77,151
13. 委託料	64,080	・印刷製本費	5,243
19. 負担金、補助及び交付金	2,365,967	・通信運搬費 ・委託料	7,828 64,080

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
25. 積立金	1,100	○療養給付費等支払準備基金積立金	1,100
25. 積立金	100	○臨時特例基金積立金	100

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子及び割引料	13,000	○利子	13,000

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	2,369,949	1,715,421	654,528	93,035		2,276,914	
計	2,369,949	1,715,421	654,528	93,035		2,276,914	

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
23. 償還金、利子 及び割引料	2,369,949	○償還金及び還付加算金	2,369,949
		保険料還付金	250,000
		還付加算金	1
		償還金	2,119,948

歳入歳出予算構成比

(単位：千円、%)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	156,713,393	20.1	1. 保険給付費	774,402,451	99.4
2. 国庫支出金	220,145,988	28.3	2. 特別高額医療費共同 事業拠出金	278,982	0.0
3. 県支出金	61,852,729	7.9	3. 保健事業費	2,443,118	0.3
4. 支払基金交付金	336,488,316	43.2	4. 基金積立金	1,200	0.0
5. 特別高額医療費共同 事業交付金	265,276	0.0	5. 公債費	13,000	0.0
6. 財産収入	1,199	0.0	6. 諸支出金	2,369,949	0.3
7. 繰入金	3,357,583	0.4			
8. 繰越金	1	0.0			
9. 県財政安定化基金借 入金	1	0.0			
10. 諸収入	684,214	0.1			
歳入合計	779,508,700	100.0	歳出合計	779,508,700	100.0

議案書（平成二十七年三月二十四日）
神奈川県後期高齢者医療広域連合